

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の  
上限変更認可申請について（２回目）

１．日 時

令和６年７月１８日（木） １０：３０～１１：５５

２．場 所

国土交通省 ４号館３階 運輸審議会審議室

３．出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、廣井、藤間、  
澁谷

４．議事概要

- 鉄道局から、北海道旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ北海道」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関する収入・原価の詳細について、説明があった。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 令和元年１０月の運賃改定から５年後に再度値上げ申請を行うのはスパンが短いと思われるが、過去の他社における申請においてもこのような傾向だったのか。
  - ② 長期経営ビジョンで経営自立の目標としていた２０３１年を待たずに再度値上げ申請を行った理由は何か。
  - ③ 中期経営計画の目標を達成することができなかった根本的な原因は何か。
  - ④ 観光列車を導入するなど、収益を増やすための努力や工夫はしているのか。
  - ⑤ 線路費、車両費について、前回改定では実績コストが基準コストを下回っており、今回は上回ったにもかかわらず乖離度が改善したとされているのはなぜか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
  - ① 以前は３年や５年の周期で運賃改定が行われていたが、最近では運賃改定の５年後に再度値上げ申請を行うことは珍しい。

- ② コロナ禍の影響により長期経営ビジョンの想定が大きく外れたこともあり、国として監督命令を発出した上で、これらを踏まえて見直しを行った結果として、増収規模を 37 億円とする運賃値上げ申請がなされたものと認識している。
  - ③ コロナ禍の影響や燃料費の高騰が挙げられる。
  - ④ 鉄道・運輸機構からの支援を受けて、観光列車として使用可能な特急車両の導入や普通車両のリニューアルを行い、観光需要を取り込もうとしている。
  - ⑤ 確認する。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第 7 条の 2 の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。